



発行 東京都

目次

規則

○東京都知事の職務代理順序に関する規則……………（政策企画局総務部管理課）…

告示

○東京都副知事の担任事項……………（政策企画局総務部管理課）…

○公共測量の終了（五件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…

規則

東京都知事の職務代理順序に関する規則を公布する。

平成三十年七月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八号

東京都知事の職務代理順序に関する規則

知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次の順序で副知事とその職務を代理する。

第一順位 副知事 長谷川 明

第二順位 副知事 猪熊 純子  
第三順位 副知事 多羅尾 光睦

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都知事の職務代理順序に関する規則（平成二十九年東京都規則第百十五号）は、廃止する。

告示

●東京都告示第七号

東京都副知事の担任事項を次のとおり定めた。

なお、平成二十九年東京都告示第五百九十一号（東京都副知事の担任事項）は、平成三十年七月八日をもって廃止した。

平成三十年七月九日

東京都知事 小池 百合子

| 副知事    | 担任事項  |
|--------|---|
| 長谷川 明  | 一 次の局等に関すること。<br>財務局、主税局、都市整備局、環境局、建設局、交通局、水道局、下水道局、中央卸売市場<br>二 次の行政委員会との連絡に関すること。<br>収用委員会                       |
| 猪熊 純子  | 一 次の局に関すること。<br>政策企画局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、会計管理局<br>二 次の行政委員会等との連絡に関すること。<br>教育委員会、監査委員                        |
| 多羅尾 光睦 | 一 次の局等に関すること。<br>総務局、福祉保健局、産業労働局、港湾局、東京消防庁、青少年・治安対策本部、病院経営本部<br>二 次の行政委員会との連絡に関すること。<br>選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会 |

●東京都告示第千八百号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 北区滝野川六丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月十六日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 豊島区及び板橋区各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月六日から平成三十年三月二十八日まで

●東京都告示第千十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 国分寺市本多一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年一月十五日から同年三月二十九日まで

●東京都告示第千十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月二十九日まで

●東京都告示第千十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、日野市

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 日野市
- 二 測量の種類 公共測量（デジタル撮影）
- 三 測量の区域 日野市地内
- 四 測量の期間 平成三十年一月一日から同年三月三十一日まで

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年七月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

武蔵村山市三ツ木二丁目三十二番一 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

日野市百草三百六十六番九 八王子市初沢町千二百九十八番地の五 高尾ホーム有株式会社 取締役 佐藤 順雄

日野市南平六丁目二十六番二十三、同番二十六の一部及び二十七番九 多摩市乞田千二百五十一番地 株式会社デザイン・ウエー

代表取締役 竹川 大貴

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年七月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成三十年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 荻窪タウンセブンビル・ルミネ荻窪店
- 二 店舗所在地 杉並区上荻一丁目九番一号ほか
- 三 設置者名 武蔵商事株式会社ほか七名
- 四 設置者住所 杉並区上荻一丁目十六番十四号ほか
- 五 変更を行った設置者名 荻窪商事株式会社ほか二名
- 六 変更前の設置者名 荻窪商事株式会社
- 七 変更後の設置者名 荻窪タウンセブン株式会社

八 変更前の設置者の代表者名 谷 哲二郎（株式会社ルミネ）

九 変更後の設置者の代表者名 森本 雄司（株式会社ルミネ）

十 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか百五十名

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか百五十二名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社魚耕ホールディングスほか四十七名

十三 変更前の小売業者の住所 墨田区緑一丁目二十六番十一号（株式会社アサヒプロイラー）

十四 変更後の小売業者の住所 江戸川区春江町三丁目二番十六号（株式会社アサヒプロイラー）

十五 変更前の小売業者の代表者名 久田 寿男（株式会社久田）

十六 変更後の小売業者の代表者名 久田 謙（株式会社久田）

十七 変更日 平成三十年五月十一日ほか

十八 届出日 平成三十年六月十四日

十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

二十 縦覧期間 平成三十年七月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ニトリ大田大鳥居店

二 店舗所在地 大田区東糀谷二丁目十二番二十二号

三 設置者名 株式会社ニトリ

四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条二丁目二番三十九号

五 変更前の店舗名 (仮称)ニトリ大田東糀谷店

六 変更後の店舗名 ニトリ大田大鳥居店

七 変更前の店舗所在地 大田区東糀谷二丁目十二番地

八 変更後の店舗所在地 大田区東糀谷二丁目十二番二十二号

九 変更日 平成二十八年七月七日ほか

十 届出日 平成三十年六月十八日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間 平成三十年七月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年七月九日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 (仮称) ライフ桜新町店

二 店舗所在地 世田谷区桜新町二丁目二十三番

三 設置者名 東光商事株式会社

四 意見

ア 聴取者 世田谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年六月十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年七月九日から同年八月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 (代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

